

毎日の生活に 市民憲章を

=2=

『登別市民憲章』が平成30年度に制定50周年を迎えます。今一度、市民の皆さんに、『登別市民憲章』に込められた想いを知っていただき、登別市の未来へ継承するため、五つの章を一章ずつ紹介します。

昭和43年9月20日に制定された『登別町民憲章』は、昭和45年の市制施行に伴い、『登別市民憲章』と改称し、よりよいまちをつくるための基本的な市民の心構えとして、市民の心よりどころになっています。

今号では、連載の2回目として、子どもから大人までそれぞれが助け合い、ルールを守ることの大切さを伝える一章を紹介いたします。

登別市民憲章

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に恵まれた
登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めてよりよい
まちをつくることに努めます

- 一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう
- 一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と太陽の
いっぱいあるきれいなまちをつくりましょう
- 一 未来をつくる青少年の 健全な
夢の育つまちをつくりましょう
- 一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化の
かおり高いまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく 住みよいまちをつくりましょう

この章のキーワードは、『思いやり』です。
やさしさに包まれたまち、温かい心が育っているまち、そこに暮らす人々には笑顔が絶えないでしょう。
このまちに暮らす一人ひとりが、憩いの場であり明日への活力を養う場でもある家庭を大切にするとともに、家族や友人をはじめ、自分の周りにいる人に対し、損得を考えず、思いやりをもって誰かのためになることを自ら進んで行うことで、私たちのまち『のぼりべつ』はもっと暮らしやすく、ぬくもりのあるまちになっていきます。
また、法律や約束事がよく守られることで、交通事故は少なくなり、暴力は追放されることも、明るく住みよいまちにとって欠かすことはできません。

実践活動の例

- 隣近所、顔が見える関係を築きましょう。
- おもてなしの心で観光客を迎えましょう。
- 約束事をしっかり守りましょう。
- 正しい交通マナーや知識を身に付けましょう。



▲登別地獄谷で、観光客をもてなす『登別市観光ボランティアガイド』
◀沿道で交通事故防止を呼び掛ける『人と旗の波街頭啓発運動』